

許可番号 03650001169

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 北海道勇払郡安平町早来新栄20番地1

氏 名 早来工営株式会社

代表取締役 小松 稔明



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。
第14条の5第1項

徳島県知事 後藤田 正純

許可証確認用

複写及び他の使用目的は無効です

許可の年月日 令和5年9月25日

許可の有効年月日 令和12年9月13日

1. 事業の範囲

裏面記載のとおり

2. 積替え又は保管を行う全ての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成13年9月14日 新規許可
平成14年7月16日 変更届出
平成18年10月2日 更新許可
平成21年6月9日 変更許可 (はいじんの追加)
平成23年9月14日 更新許可
平成25年8月19日 変更許可 (汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリに1・4-ジオキサンの追加)
平成28年9月14日 更新許可
令和5年9月25日 更新許可
令和6年4月30日 変更届出 (本店所在地の変更)

5. 積替え許可の有無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有・無

1. 事業の範囲

(1) 積替え

なし

(2) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

汚泥 (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2・ジクロロエタン、1・1・ジクロロエチレン、シス-1・2・ジクロロエチレン、1・1・1・トリクロロエタン、1・1・2・トリクロロエタン、1・3・ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1・4・ジオキサンを含むことにより有害なものに限る。)

廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類であるもの、又は、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2・ジクロロエタン、1・1・1・ジクロロエチレン、シス-1・2・ジクロロエチレン、1・1・1・トリクロロエタン、1・1・2・トリクロロエタン、1・3・ジクロロプロパン、ベンゼン、1・4・ジオキサンを含むことにより有害なものに限る。)

廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のもの、又は、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2・ジクロロエタン、1・1・ジクロロエチレン、シス-1・2・ジクロロエチレン、1・1・1・トリクロロエタン、1・1・2・トリクロロエタン、1・3・ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1・4・ジオキサンを含むことにより有害なものに限る。)

廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のもの、又は、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2・ジクロロエタン、1・1・1・ジクロロエチレン、シス-1・2・ジクロロエチレン、1・1・1・トリクロロエタン、1・1・2・トリクロロエタン、1・3・ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1・4・ジオキサンを含むことにより有害なものに限る。)

ばいじん (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。)

(以上5種類)

以下余白